

川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答 新旧対照表

令和 5 年 3 月 10 日

令和 5 年 2 月 17 日付けで公表した川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業実施方針等に関する質問及び意見に対する回答を、以下のとおり修正する。

川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所				タイトル	質問	修正前回答	修正後回答
		頁	項						
19	実施方針	7	2	(3)	カ	参加表明書	参加表明書(資格確認申請書含む)の提出期限(8月下旬)と資格審査の結果通知日(7月下旬)が逆転しております。資格確認申請書を資格審査結果通知日(7月下旬)前までに提出し、審査結果受領後、参加表明書を提出(8月下旬)する認識で宜しいでしょうか。異なる場合、目安日程をご教示ください。	「(2) 募集及び選定スケジュール」について、正しくは、令和5年7月上旬 参加表明書(資格確認申請書を含む。)の受付 令和5年7月中旬 資格確認通知書の発送 です。実施方針を修正します。	「(2) 募集及び選定スケジュール」について、正しくは、令和5年7月上旬 参加表明書(資格確認申請書を含む。)の受付 <u>締切</u> 令和5年7月中旬 資格確認通知書の発送 です。実施方針を修正します。

川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 実施方針等に関する意見に対する回答

No	資料名	該当箇所				タイトル	質問	修正前回答	修正後回答
		頁	項						
10	要求水準書 (案)	18	3	(3)	ア	水道光熱費について	「学校運営上支障のない範囲で、有償で利用できるものとする。」と記載ございますが、工具類の充電での電気代やトイレの使用での水道代等については少量の為、金額の算出が困難という認識です。現場事務所の設営等にかかる水道光熱費を除き、無償使用とさせていただきますと思います。	工事用水、工事用電力、同試運転調整は無償にて利用できるものとします。ただし、施設管理者に確認の上、利用することとします。入札公告時に公表する要求水準書において修正します。	<u>工事用水、工事用電力は無償にて利用できるものとし</u> <u>ます。ただし、学校に確認の上、</u> <u>利用することとします。入札</u> <u>公告時に公表する要求水準書</u> <u>において修正します。</u>
11	要求水準書 (案)	18	3	(3)	ア	水道光熱費について	機器試運転に伴うガス代・電気代についても使用量の把握が容易な箇所（計量器が設置している場合）のみとさせていただきます。	計測できる範囲とします。入札公告時に公表する要求水準書において修正します。	<u>試運転調整に伴い必要となる</u> <u>ガス代・電気代については、</u> <u>本市で負担することとしま</u> <u>す。入札公告時に公表する要</u> <u>求水準書において修正しま</u> <u>す。</u>